

みやざきリサイクル製品認定制度実施要綱

平成 31 年 3 月 29 日
環境森林部循環社会推進課

(目的)

第1条 この要綱は、品質、安全性等について一定の基準を満たすリサイクル製品の認定及び当該認定を受けたリサイクル製品の利用に関し必要な事項を定めることにより、廃棄物等の発生抑制及び資源の循環的な利用の促進並びにリサイクル産業の育成及び振興を図り、循環型社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「廃棄物等」とは、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第2項に規定する廃棄物等をいう。
- (2) 「循環資源」とは、循環型社会形成推進基本法第2条第3項に規定する循環資源をいう。
- (3) 「リサイクル製品」とは、循環資源を原料の全部又は一部に利用して製造される製品をいう。
- (4) 「認定事業者」とは、第3条の認定を受けた者をいう。

(認定基準等)

第3条 知事は、第1条に規定する目的の達成に資するものと認められ、かつ、次の各号に掲げる認定の要件（以下「認定要件」という。）のいずれにも適合すると認められる製品をみやざきリサイクル製品（以下「認定製品」という。）として認定することができる。

- (1) 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている県内の事業所で、製造されていること。
- (2) 循環資源を原料の全部又は一部として製造されていること。
- (3) 原料調達、製造、販売、廃棄等において関係法令が遵守されていること。
- (4) 認定申請時において、既に販売され、又は申請から6月以内に販売されることが確実であること。
- (5) 安全性、品質及び循環資源の利用割合について、県が別表第1及び認定品目ごとに定める認定基準に適合していること。

(申請者)

第4条 本事業に申請できる事業者は、次に掲げる各号の全ての基準を満たす者とする。

- (1) 県内に主たる営業所を有し、リサイクル製品の製造等を行うもの。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないもの。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。また、これら暴力団及び暴力団員と、密接な関係を有していないこと。
- (4) 宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入に関する指導要綱第13条第1項に基づく指導を受け、改善が行われていない者でないこと。
- (5) 県税の未納がないこと。

（認定申請）

第5条 認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、みやざきリサイクル製品認定申請書（別記様式第1号）に次の各号に該当する書類を添付し、別に定める募集期間内に知事に提出しなければならない。

- (1) リサイクル製品の種類及び用途
- (2) リサイクル製品の原材料の種類、性状及び循環資源の利用割合
- (3) リサイクル製品の製造（又は加工）の方法
- (4) リサイクル製品の販売実績（販売予定の場合には、その時期と販売開始から向こう1年間における販売予測）
- (5) リサイクル製品の公的規格を証する書面の写し
- (6) リサイクル製品の公的試験期間の試験結果又は基準等に適合していることを示す書類
- (7) 前条第2号及び第3号に係る誓約書（別記様式第2号）
- (8) 廃掃法第14条第1項、同条第6項、第14条の4第1項、同条第6項又は第15条の4の3のいずれかの許可又は認定を受けている場合は、それを証する書面の写し
- (9) 県税の納税証明書（未納がない証明）

2 前項の申請は、当該製品を業として製造する製造事業者又は製造、販売に係る形態等を勘案し実質的な製造事業者と認められる者が行わなければならない。

3 申請者が、当該申請の全部又は一部を取り下げようとするときは、みやざきリサイクル製品認定申請取下書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

（審査委員会の設置）

第6条 知事は、認定の適否等について意見を聴くため、産業廃棄物リサイクル推進事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 前項の規定による審査委員会の構成、運営等については、別に定める。

（審査及び認定手続き）

第7条 知事は、第5条第1項の申請があったときは、認定要件への適合状況等に関し必要な審査を行わなければならない。

2 知事は、審査委員会の意見を聴いた上で、前項の審査を行うものとする。

3 知事は、審査に必要な場合は、申請者に対して追加資料の提出及び追加試験の実施を指示することができる。なお、この場合の費用は申請者の負担とする。

4 知事は、第3条の規定による認定にあたり、特に必要があるものと認められる時は、認定の条件を付することができる。

- 5 知事は、第3条の規定による認定をしたときは、申請者に対しみやざきリサイクル製品認定証（別記様式第4号）を交付するとともに、その旨を公表するものとする。

（有効期間）

第8条 認定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、認定の日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

- 2 認定事業者は、前項の有効期間が満了する場合において、その更新を希望するときは、有効期間が満了する年度の募集期間内に、第5条に規定する書類を、知事に提出しなければならない。
- 3 前条の規定は、前項の認定の更新をする場合について準用する。
- 4 同条第2項の規定による認定を受けたときは、当該認定日の前日をもって従前の有効期間が満了したものとみなす。

（変更申請）

第9条 認定事業者は、別表第2に掲げる変更が生じたときは、速やかにみやざきリサイクル製品認定変更申請書（別記様式第5号）を知事に提出し、第7条の規定による審査を受けなければならない。

- 2 認定事業者は、別表第3に掲げる変更が生じたときは、事由発生日から30日以内にみやざきリサイクル製品認定変更届出書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。
- 3 同条第1項及び第2項の規定により認定変更を受けたときの有効期間は、従前の有効期間の残存期間とする。

（認定の辞退の届出）

第10条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、みやざきリサイクル製品認定辞退届出書（別記様式第7号）を、遅滞なく知事に提出しなければならない。

- (1) 認定製品が認定要件に適合しなくなったとき。
- (2) 認定事業者が第7条第4項の認定の条件を履行できなくなったとき。
- (3) 認定事業者が認定製品の製造を廃止するとき。
- 2 前項の規定のほか、認定事業者は、特別の事情がある場合は、別記様式第7号により、認定の辞退を届け出ることができる。

（認定の取り消し）

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定製品が認定要件に適合していないとき。
- (2) 認定事業者が不正な手段により認定を受けたとき。
- (3) 認定事業者が第4条各号に規定する基準を満たさなくなったとき。
- (4) 認定事業者が正当な理由がなく第7条第4項の認定の条件を履行しなかったとき。
- (5) 認定事業者が第9条第1項及び前条第1項の規定に違反したとき。
- (6) 認定事業者が第15条第1項の規定による報告をしなかったとき。
- (7) その他知事が認定を取り消す必要があると認めたとき。

- (8) 前条の規定により、認定の辞退の届出があったとき。
- 2 知事は、前項の認定の取消しを行うときは、必要に応じて審査会の意見を聴くものとする。
 - 3 知事は、第1項の認定の取消しを行ったときは、認定事業者に通知するとともに、速やかに公表するものとする。
 - 4 認定事業者は、前項の通知があったときは、速やかに認定証を返還しなければならない。
 - 5 第1項第1号から第7号までの規定により認定を取り消された者は、当該取消しがあった日から起算して5年を経過した後でなければ、第5条第1項の申請を行うことができない。
 - 6 第1項の規定による認定の取消による損失が生じた場合は、当該認定を取り消された者がその責めを負うものとする。

(表示)

- 第12条 認定事業者は、認定製品に別に定める認定マーク及び認定を受けた旨の表示又はそのいずれかを付することができる。
- 2 何人も、認定製品以外の製品に認定マーク若しくは認定を受けた旨の表示又はこれと誤認されるおそれのある表示を付してはならない。

(県の責務)

- 第13条 県は、認定製品の積極的な使用に努めるものとする。
- 2 県は、関係機関等に対し、認定製品の優先的な使用に協力を求めるものとする。
 - 3 県は、認定製品の使用が促進されるよう、県民及び事業者に対し、認定製品に関する情報提供に努めるものとする。

(認定事業者の責務)

- 第14条 認定事業者は、認定製品の品質、安全性等を維持するため品質管理計画を作成し、その計画に基づき認定要件への適合状況を定期的に確認するとともに、関係書類を5年間保存しなければならない。
- 2 認定製品の流通、販売過程において、消費者等の中で認定製品の品質、安全性等に関する問題が発生したときは、直ちに県に報告するとともに、認定事業者が自らの責任においてその処理を行わなければならない。
 - 3 認定事業者は、各年度の4月30日までに、前年度の認定製品の販売実績をみやざきリサイクル製品販売実績報告書（別記様式第8号）により、知事に提出しなければならない。

(報告の徴収等)

- 第15条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、認定事業者若しくは認定事業者に循環資源を供給する者（以下「認定事業者等」という。）から認定製品の製造等の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又は認定事業者等の同意を得た上で、その職員に、認定事業者等の事務所若しくは事業場に立ち入り、認定製品の製造等の状況に関し、設

備、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは、関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提供しなければならない。

(事務局)

第 16 条 本制度の事務局は、宮崎県環境森林部循環社会推進課とする。

(受付等業務の委託)

第 17 条 知事は、認定の申請の受付、審査、審査委員会の運営等の事務を行う機関を指定し、受付等業務を委託することができる。

(経過措置)

第 18 条 この要綱の施行日において、一般社団法人宮崎県産業資源循環協会（以下「協会」という。）が制定したみやざきリサイクル製品認定制度実施要綱に基づき認定しているリサイクル製品については、本要綱における認定製品とみなすことができる。ただし、第 3 条に規定する認定要件に適合しない場合は、この限りでない。

2 前項の規定による認定製品の有効期間は、協会長による認定の日から起算して 3 年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係） 認定基準

区分		認定基準等
1 安全性	(1)特別管理 廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律廃棄物第137号）第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物並びに同条第5項に規定する特別管理産業廃棄物を原料として使用していないこと。
	(2)有害物質	ア 環境基本法（平成5年法律第91条）第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準（溶出量）を満たしていること。
		イ 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項（溶出量）及び第2項（含有量）の規定による基準を満たしていること。
(3)ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定によるダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準に基づいて実施する測定の結果が次の基準を満たしていること。（媒体は「土壌」を適用） 《基準値》250pg-TEQ/g未満	
2 品質	ア 宮崎県グリーン購入基本方針に品質等に関する判定基準が示されている場合は当該基準を満たしていること。 イ 次に掲げる基準のいずれかを満たしていること。 （ア）日本工業規格（JIS規格） （イ）日本農林規格（JAS規格） （ウ）エコマーク認定基準 （エ）その他公的機関等が定める基準 （オ）宮崎県の各部局が定める工事共通仕様書等に示す規格等 （カ）知事が適当と認めるもの	
3 循環資源の利用割合	ア 品目ごとに別に定める率の循環資源を原材料として使用していること。 イ 宮崎県グリーン購入基本方針（平成14年5月21日制定）に循環資源の利用割合に関する判断基準が示されている場合は当該基準を満たしていること。 ウ その他知事が認める廃棄物利用割合	

（備考）品質又は循環資源の利用割合に関する基準が存在しない製品については、原則として公的機関等が定める類似の製品の基準によるものとする。

別表第2（第9条第1項関係） 変更申請事項

項目	変更の内容（申請事項）
1 規格	みやざきリサイクル製品の規格を変更し、又は追加しようとするとき（ただし、試験等を必要としない軽微な変更の場合は届出とする）。
2 製造事業場	みやざきリサイクル製品の製造事業場を移転し、又は追加しようとするとき。
3 原料	みやざきリサイクル製品の原料を追加しようとするとき。

（備考）認定の条件が付されている場合は、当該条件の履行に関連する事項の変更は認めないものとする。

別表第3（第9条第2項関係） 変更届出事項

項目	変更の内容（届出事項）
1 認定事業者	認定事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつてはその代表者の氏名を変更するとき。
2 製品名	みやざきリサイクル製品の製品名を変更するとき。
3 規格	みやざきリサイクル製品の規格を変更し（試験等を必要としない軽微な変更に限る。）又は廃止するとき。
4 製造事業場	(1)みやざきリサイクル製品の製品の製造事業場の名称を変更するとき。 (2)住居表示の変更等により、みやざきリサイクル製品の製造事業場の所在地の表示が変更されるとき。
5 原料	みやざきリサイクル製品の一部の原料の利用を取り止めるとき。
6 利用割合	みやざきリサイクル製品の原料となる循環資源の利用割合を、認定基準に適合する範囲で変更するとき。

（備考）認定の条件が付されている場合は、当該条件の履行に関連する事項の変更は認めないものとする。

別記

様式第1号(第5条、第8条関係)

みやざきリサイクル製品認定申請書 (新規)
(更新)

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏 名 印
(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)
電話番号
担当者名

みやざきリサイクル製品の認定を受けたいので、みやざきリサイクル製品認定制度実施
要綱 第5条第1項 の規定により、関係書類を添えて申請します。
第8条第2項

1	品 目 名	
2	製 品 名	
3	製 品 の 価 格	(消費税及び地方消費税の額を除く。)
4	年間生産(販売)予定量	
5	製造する 事業所	所 在 地
		名 称
6	販 売 場 所	
7	製品の寸法・重量等	
8	製品の原 材料となる 循環資源等 の状況	循環資源の名称
		発 生 場 所
		利 用 割 合
		その他参考事項

9 製品の主な仕様		
10 関係法令又は品質及び安全性に関する基準並びに適合状況(許可番号)		
11 適用した規格等への適合状況	適用した規格	適用した規格の名称・番号
	<input type="checkbox"/> J I S 規格	
	<input type="checkbox"/> J A S 規格	
	<input type="checkbox"/> エコマーク認定基準	
	<input type="checkbox"/> 県の各部局が定める工事共通仕様書等に示す規格等	
<input type="checkbox"/> その他		
12 製品の特質(品質、安全性等)		
13 製品の特徴・利点(施工性、経済性等)		
14 製造に当たっての環境保全上の配慮及び効果		
15 その他参考事項		

- 備考1 「1 品目名」欄には、製品の類型を記載してください。
- 2 「2 製品名」欄には、製品の名称を記載してください。
- 3 循環資源以外の原材料を使用する場合には、8の「その他参考事項」欄に当該原材料名を記載してください。
- 4 「10 関係法令又は品質及び安全性に関する基準並びに適合状況(許可番号等)」欄には、当該製品の生産及び販売に必要な免許、許可等について定められた法令又は団体による基準等をすべて記載するとともに、許可番号等を記載するほか、適合していることを証する書類を添付してください。
- 5 「14 製造にあたっての環境保全上の配慮及び効果」欄には、循環資源の利用過程又は製品の製造過程において、環境への負荷の低減に配慮している事項を記載してください。
- 6 申請時点において製品を販売していない場合には、「15 その他参考事項」の欄に販売予定年月日を記載してください。
- 7 次の書類等を添付してください。
- (1) リサイクル製品の種類及び用途を示す書類
 - (2) リサイクル製品の原材料の種類、性状及び循環資源の利用割合を示す書類

- (3) リサイクル製品の製造(又は加工)の方法を示す書類
 - (4) リサイクル製品の販売実績を示す書類(販売予定の場合には、その時期と販売開始から向こう1年間における販売計画書)
 - (5) リサイクル製品の公的規格を証する書面の写し
 - (6) リサイクル製品の公的試験機関の試験結果又は基準等に適合していることを示す書類
 - (7) みやざきリサイクル製品認定制度実施要綱第4条第2号及び第3号に係る誓約書
 - (8) 廃掃法第14条第1項、同条第6項、第14条の4第1項、同条第6項又は第15条の4の3のいずれかの許可又は認定を受けている場合は、それを証する書面の写し
 - (9) 県税の納税証明書(未納がない証明)
- 8 この様式に記載できない場合は、別紙に記載して添付してください。
- 9 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 としてください。

様式第2号(第5条、第8条関係)

誓約書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名 印
(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)
生年月日 年 月 日 (性別)

「みやざきリサイクル製品認定制度実施要綱」第4条第2号及び第3号の基準を満たしていることを誓約します。

代表者及び役員 氏 名 (フリガナ)	役 職	性 別	生 年 月 日

備考

- 1 リサイクル製品を製造する事業場を主として管理する者を含みます。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

様式第3号（第5条関係）

みやざきリサイクル製品認定申請取下書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名 印
(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)
電話番号
担当者名

みやざきリサイクル製品認定制度実施要綱第5条第3項の規定により、次のとおり申請を取り下げます。

申 請 年 月 日	年 月 日
申 請 製 品 名	
取 下 の 理 由	

備 考

- 1 この様式に記載できない場合は、別紙に記載して添付してください。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 としてください

認定番号 第 号	
みやざきリサイクル製品認定証	
住所	
氏名	
<p>みやざきリサイクル製品認定制度実施要綱第7条第5項の規定により、認定を受けた製品であることを証する。</p>	
宮崎県知事 印	
認 定 年 月 日	
認 定 の 有 効 期 限	
品 目 名	
認 定 製 品 名	
製 造 事 業 場 の 名 称	
製 造 事 業 場 の 所 在 地	

みやざきリサイクル製品認定変更申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
担当者名

みやざきリサイクル製品認定制度実施要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

認 定 年 月 日	年 月 日	
認 定 番 号		
	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容		
変 更 年 月 日	年 月 日	

備考

- 1 この様式に記載できない場合は、別紙に記載して添付してください。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 としてください。

様式第6号（第9条関係）

みやざきリサイクル製品認定変更届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 印
(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)
電話番号
担当者名

みやざきリサイクル製品認定制度実施要綱第9条第2項の規定により、次のとおり届け
出ます。

認 定 年 月 日	年 月 日	
認 定 番 号		
	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容		
変 更 年 月 日	年 月 日	

備考

- 1 この様式に記載できない場合は、別紙に記載して添付してください。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 としてください。

みやざきリサイクル製品認定辞退届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所
(法人にあつては、主たる事務局の所在地)
氏名 印
(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)
電話番号
担当者名

みやざきリサイクル製品認定制度実施要綱第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

認 定 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	
認 定 辞 退 の 区 分	<input type="checkbox"/> 認定要件の不適合 <input type="checkbox"/> 認定条件を履行不可 <input type="checkbox"/> 認定製品の製造廃止 <input type="checkbox"/> その他特別の事情
製 造 廃 止 年 月 日	年 月 日
辞 退 の 理 由	

備考

- 1 この様式に記載できない場合は、別紙に記載して添付してください。
- 2 「認定辞退に区分」欄には、該当する区分の□に「レ」を記してください。
- 3 「辞退の理由」欄には、「認定辞退の区分」欄の該当項目にかかわらず、理由を記載してください。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 としてください。

みやざきリサイクル製品販売実績報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 印
(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)
電話番号
担当者名

みやざきリサイクル製造認定制度実施要綱第14条第3項の規定により、 年
月 日から 年 月 日までの販売実績を下記のとおり報告します。

1 製品名			
2 認定番号			
3 販売実績等		販売数量	販売額
	全体		
	国発注分		
	県発注分		
	市町村発注分		
	製造数量		
在庫数量			

備考

- 1 複数の認定製品がある場合は別葉で報告してください。数量単位を記入してください。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 としてください。